

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針

1 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する課題

盛岡市では、盛岡藩の城下町としてまちづくりが進められ、明治維新後も県庁所在地として発展してきた。

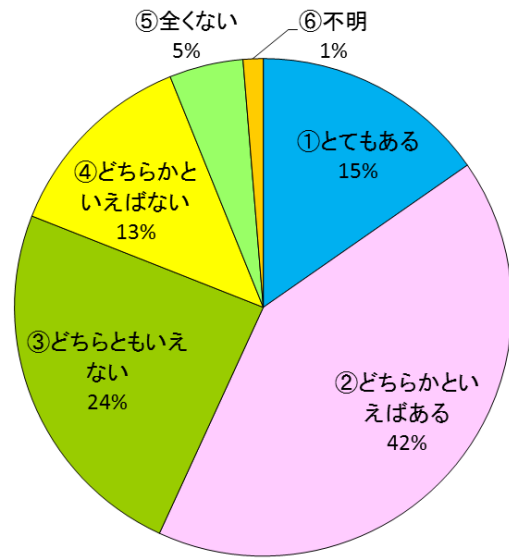
「盛岡市まちづくり評価アンケート」（平成28年（2016）度結果）によると、「盛岡の歴史・文化財に興味がある」とする市民の割合は、「①とてもある」が15パーセント、「②どちらかといえばある」が42パーセントとなっており、地域の歴史に関心を持つ人の割合が半数を超えている。

その一方、盛岡市が行っている「文化財の保護や活用を図る取組み」の満足度は、「①とても満足している」と「②やや満足している」を足しても25パーセント程度となっており、市民の関心に対して取組みが充実していないという結果となっている。

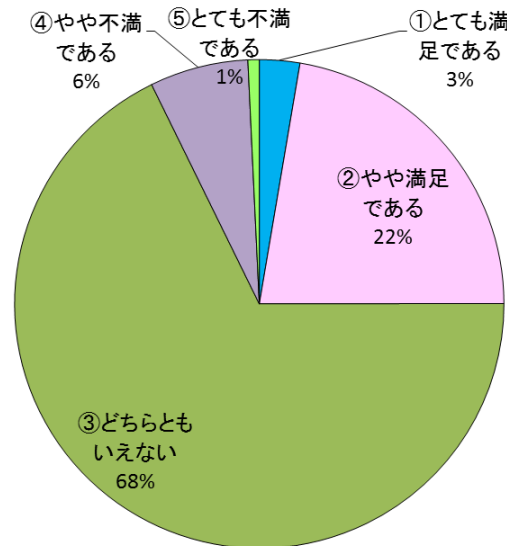
盛岡市では、太平洋戦争における空襲も限定的であったことから、昔ながらの建造物、まちなみが多く残されていたが、戦後の都市化に伴う街路整備、建物老朽化に伴う新・改築等、維持困難による解体・撤去等により失われてしまった建造物も多い。

また、存在を認識していても、歴史的な価値を判断するための調査・研究が十分に行われていないため、指定等に至っていない歴史資源も少なくなく、指定文化財や景観重要建造物、市の保存建造物、保護庭園であっても、十分に保存・活用が図られているとはいえない状況である。

さらに、盛岡市を代表する歴史遺産であり観光資源となっている史跡盛岡城跡は、廃城時に特徴的な建物が失われたこと、明治時代の公園整備により虎口や土塁などの城郭として重要な遺構が撤去、改変されたこと、戦後の商店街形成や道路工事等によって城郭の一部が分断されたような形状となっていることなどから、城郭としての歴史性が感じにくい状況である。



盛岡の歴史・文化財に興味がある人の割合



文化財の保護や活用を図る取組みの満足度『盛岡市まちづくり評価アンケート』（平成28年（2016））

(2) 市民の歴史文化への理解と地域固有の歴史文化に関する課題

盛岡市には、南部鉄器や南部紫根染、南部古代型染などの伝統産業のほか、チャグチャグ馬コやの山車行事、流鏝馬、裸参りといった盛岡八幡宮への祭礼にともなう行事のほか、さんさ踊りに代表される民俗芸能など、江戸時代に確立した歴史と伝統を踏まえた人々の活動が数多く受け継がれている。

このうち、伝統産業については、高い技術と経験に基づいた技とともに、生産の維持を図っていく必要があることから、新たな手法も取り入れながら商品開発を進め、販路の確保・拡大を図る必要がある。

伝統的な行事や民俗芸能については、国の指定及び認定を受けているものや、県または市の無形民俗文化財として指定されているものもあり、市の無形民俗文化財保存連絡協議会や保存会を中心に、地域活動や学校教育の一環として次世代への伝承活動を行っている。

しかし、地域によっては過疎化や少子高齢化などの影響により、継承すべき人材の確保や用具類の維持・更新が困難となっており、活動の休止を余儀なくされる民俗芸能保持団体も発生している。

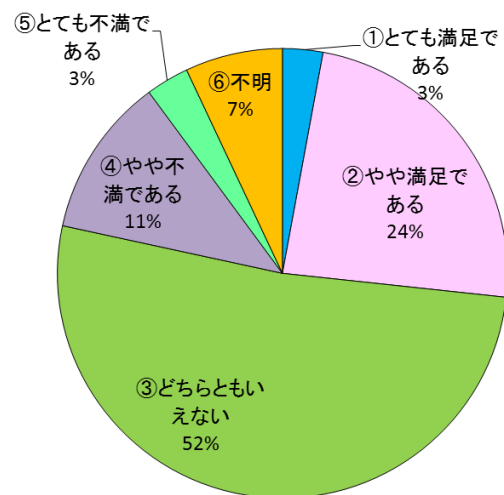
また、歴史的建造物のほか、伝統的な産業や人々の活動など、市内の広範囲に及ぶ歴史的資源を解説する説明版・案内板、パンフレットやホームページ等については、内容の更新や多言語化への対応が十分ではないほか、一体的な情報発信ができていない。

(3) まちなみと景観形成に関する課題

盛岡市では、歴史的建造物の保存・活用だけではなく、それらと調和した景観の形成も課題となっている。

『盛岡市まちづくり評価アンケート』（平成28年(2016)度結果)によると、「盛岡らしい景観形成への取組み」に対する市民満足度について、「①とても満足である」、「②やや満足である」を合わせて27パーセントとなっており、施策の満足度は低い結果となっている。

盛岡市を代表する歴史遺産である史跡盛岡城跡の北側及び西側は、官公庁や商業施設等が数多く立地しているほか、視界が高木に遮蔽されている箇所もあるため、周囲から城郭の存在が判りにくくなっている。



盛岡らしい景観形成への取組みの満足度『盛岡市まちづくり評価アンケート』（平成28年(2016)年）

る。

盛岡城跡からの眺望景観については、昭和59年（1984）に都市景観ガイドラインを策定し、盛岡城跡公園からの岩手山や南昌山の眺望保全が図られるよう、盛岡市独自の施策として展開してきた。

さらに、このガイドラインによる景観施策を発展させたものとして、平成21年（2009）3月には景観法第8条に基づく盛岡市景観計画を策定、岩手山や南昌山の眺望保全について継承するとともに、盛岡城跡公園とその周辺を歴史景観地域に指定し、盛岡市の象徴的存在として強く位置付けているが、隣接する区域では中・高層建築物がみられるなど、城下町らしい景観とはなっていないところも見受けられる。

旧奥州道中沿いで盛岡八幡宮の山車が通行する紺屋町から南大通かいわい、新山河岸付近の大慈寺町、鉾屋町、神子田町周辺には歴史的建造物が数多く残っており、盛岡市の中でも歴史的な雰囲気を感じることができるエリアとなっているが、地区内の電柱や電線、現代的な建築物が混在していることや、古くからの工房や店舗が移転したことなどから、まちなみと一体となった「ものづくり」のたたずまいなど、盛岡市らしい歴史的景観が感じられにくくなっている。



現代的な建築物との混在

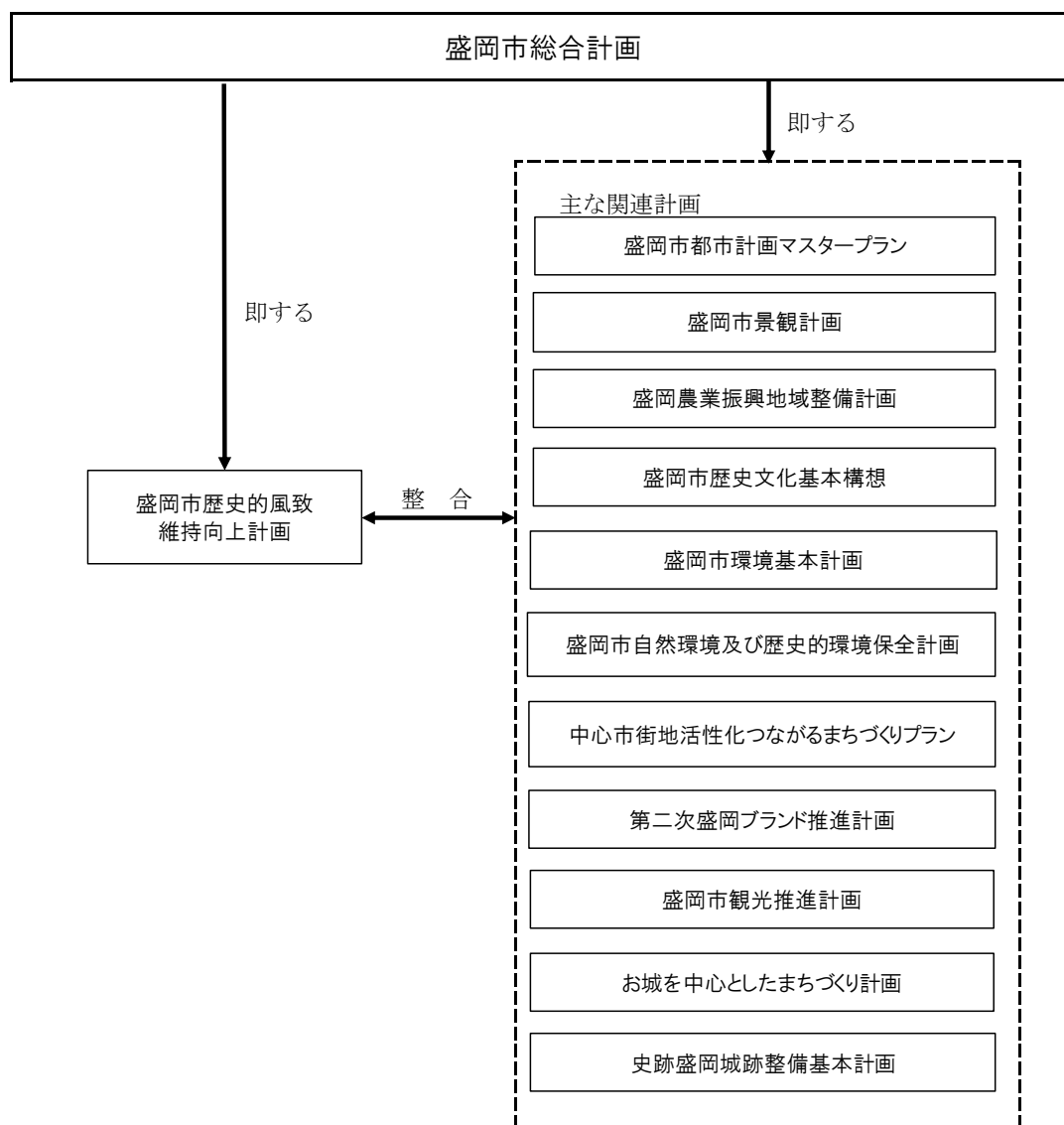


盛岡城跡と周辺

2 上位・関連計画における歴史的風致の維持及び向上に関する位置付け

本計画は、「盛岡市総合計画（平成27年（2015）3月）」に即する計画である。

盛岡市における歴史的風致の維持向上に当たっては、文化財をはじめとする歴史遺産の保存・活用に関する計画とともに、都市計画、景観計画、観光振興に関連する施策との連携が重要であることから、これら関連計画とも整合した計画とする。



本計画と上位・関連計画との関連

(1) 上位計画

①盛岡市総合計画（平成27年（2015）3月）

盛岡市では、平成27年3月に「盛岡市総合計画」（計画期間：平成27～37年）を策定し、「ひと・まち・未来が輝き 世界につながるまち盛岡」を目指す将来像として各種施策の推進に取り組んでいる。

基本構想では、目指す将来像を実現させるため、「人がいきいきと暮らすまちづくり」、「盛岡の魅力があふれるまちづくり」、「人を育み未来につなぐまちづくり」、「人が集い活力を生むまちづくり」の4つの基本目標を定めている。

このうち「盛岡の魅力があふれるまちづくり」では、「盛岡を行き交う交流人口を増やし、にぎわいを創出していくため、雄大な自然や美しい景観、城下町の歴史、芸術文化、スポーツ、温かい人情など、盛岡の魅力を守り育てるとともに、まちづくりにいかし、盛岡らしさが光る、魅力あふれるまちをつくります」としており、目標を具現化するための施策として、「歴史・文化の継承」、「芸術文化の振興」、「『盛岡ブランド』の展開」、「良好な景観の形成」、「計画的な土地利用の推進」などを上げている。

施策の、「歴史・文化の継承」については、「地域に受け継がれている歴史や文化に誇りを持ち、次世代に伝えていくため、文化財の保護に取り組むとともに、市民が歴史や文化に理解を深め、身近に感じることができるよう、文化財の幅広い活用を図ります」とし、盛岡城跡保存整備や志波城跡保存整備、玉山歴史民俗資料館・石川啄木記念館整備などを主要事業としている。

「良好な景観の形成」では、「景観計画推進事業」などを主要事業と位置付け、「景観計画の方針に基づき、景観重要建造物等の指定とともに、景観重要建造物の保全・活用について、市民との協働による取り組みを進め、盛岡らしい良好な景観形成の誘導を図る」としている。

さらに、「観光の振興」では、「盛岡の歴史、文化、先人、まち並みなど、地域資源を最大限に活用した観光地域づくり」、「観光案内板などの多言語表記、外国人観光客や外国籍の市民が、祭りや伝統芸能などを気軽に体験できる仕組みづくりを推進する」としている。

また、「都市基盤施設の維持・強化」では、「快適で住み良い都市環境形成のため、都市公園や緑地等の整備を推進し、盛岡の緑に対する市民意識の高揚や公園等の利活用の向上に努める必要がある」としており、主要事業として、盛岡城跡公園や高松公園等の整備を推進することとしていることなどから、歴史的風致維持向上計画を策定し、計画に基づく重点区域の歴史的風致の維持向上を図ることにより、各種施策に位置付けられた事業が効果的に行われることから、目指す将来像の実現に寄与するものといえる。

まちづくりの目標の体系図



: 本計画と関連する施策
(2) 関連計画

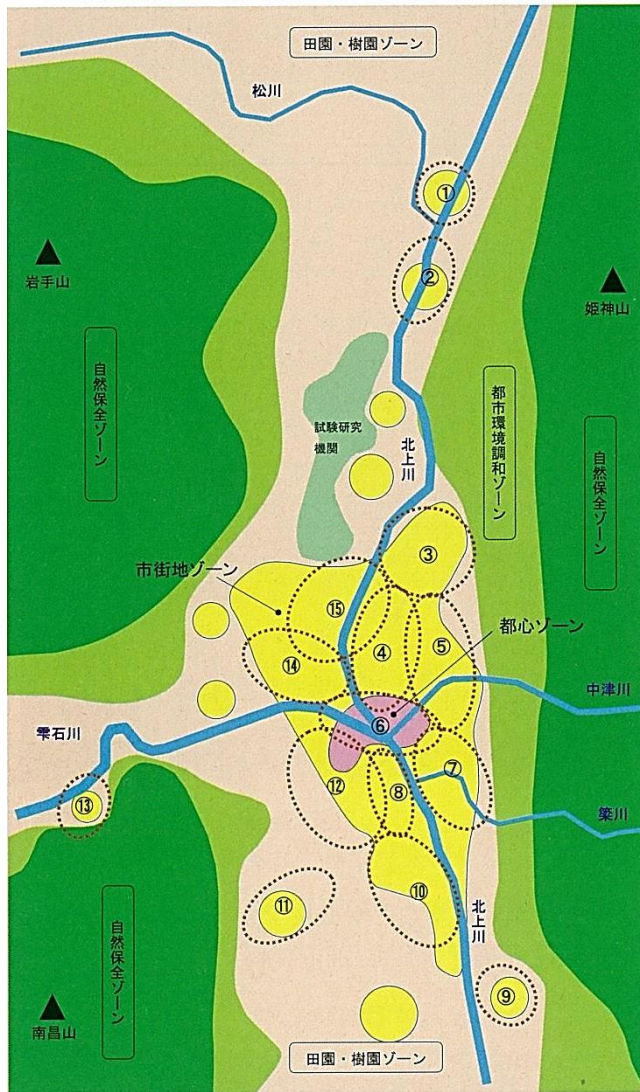
①盛岡市都市計画マスタープラン（平成22年（2010）3月）

盛岡市総合計画に即し、国土利用計画盛岡市計画及び盛岡市・玉山村新市建設計画を踏まえて策定されたプランで、本市の都市計画・まちづくりに関わる各種の既定計画を統合する役割を担っている。

まちづくりの基本理念を「心を育む、歴史と風格のあるまち盛岡の形成～市民協働によるまちづくり～」とし、まちづくりの目標として、「山並みと河川に生まれ、歴史が息づくまち」、「賑わいと活力があるまち」、「個性ある都市の芸術文化が薫るまち」、「人と環境にやさしい機能的なまち」をあげている。

また、まちづくりの基本方針を、「豊かな自然を守り伝えるまちづくり」、「歴史と風土を活かした盛岡らしいまちづくり」、「賑わいと活力がある市街地づくり」、「都市の芸術文化が薫る美しい景観づくり」、「都市活動を支えるやさしい交通体系づくり」、「花と緑に囲まれた潤いのあるまちづくり」、「安心・安全なまちづくり」とし、特に「歴史と風土を活かした盛岡らしいまちづくり」については、「城下町としての風情を伝える建物やまちなみ、樹木や河川をまちづくりに活かすとともに、市街地から周辺の山並みの眺望を大切にしたいまちづくりを進めます」としている。

さらにこのマスタープランでは、市街地を形成する地域を主体に、1)中心地域、2)上田地域、3)松園地域、4)山岸・加賀野地域、5)中野地域、6)青山地域、7)みたけ・厨川地域、8)仙北地域、9)盛南地域、10)見前・永井地域、11)乙部地域、12)飯岡・湯沢地域、13)つなぎ地域、14)渋民地域、15)好摩地域の15地域に分け、それぞれのまちづくりの方向性を定めており、地域の自然景観や歴史性、博物館施設等に配慮し、まちづくりへの活用が記されている。



地域別構想:地域区分図

- ① 【好摩地域】
懐かしくも新しい独自の生活文化の薫るまち好摩
- ② 【渋民地域】
詩情あふれる自然と詩人・歌人のつどう啄木の故郷
- ③ 【松園地域】
ふれあいと支え合いのコミュニティーある快適なまち
- ④ 【上田地域】
歴史、緑、教育、人と街
みんなでつくろう住みよい上田
- ⑤ 【山岸・加賀野地域】
みんなでつくろう！自然に親しみ、
人とふれあう、歩いて楽しいまち
- ⑥ 【中心地域】
都市の趣（おもむき）を大切に
元気で心豊かなまちづくり
- ⑦ 【中野地域】
恵まれた自然を愛する、癒しと福祉の里づくり
- ⑧ 【仙北地域】
仙北気質（かたぎ）の交流・支え合いで高める
地域の力 安全・安心の水辺のまち仙北
- ⑨ 【乙部地域】
自然と生活の豊かさが調和したやすらぎの郷
- ⑩ 【見前・永井地域】
静けさと活気、癒しと安らぎの中で
新しいコミュニティーを形成していくまち
- ⑪ 【飯岡・湯沢地域】
広がる田園・交流の輪・活気ある流通業務
みんな元気で楽しく暮らせるまち
- ⑫ 【盛南地域】
盛岡の新都市にふさわしい
ゆとりとうるおいのある魅力的なまち
- ⑬ 【つなぎ地域】
湯・湖（みず）・花・みどり・スポーツ
みんなでつなぐ温（あった）かなまち
- ⑭ 【青山地域】
ふるさとの懐かしさが感じられる
賑わいのあるまちづくり
- ⑮ 【みたけ・厨川地域】
守ろう緑と景観、
交流・協力・活用の輪でつくるまちづくり

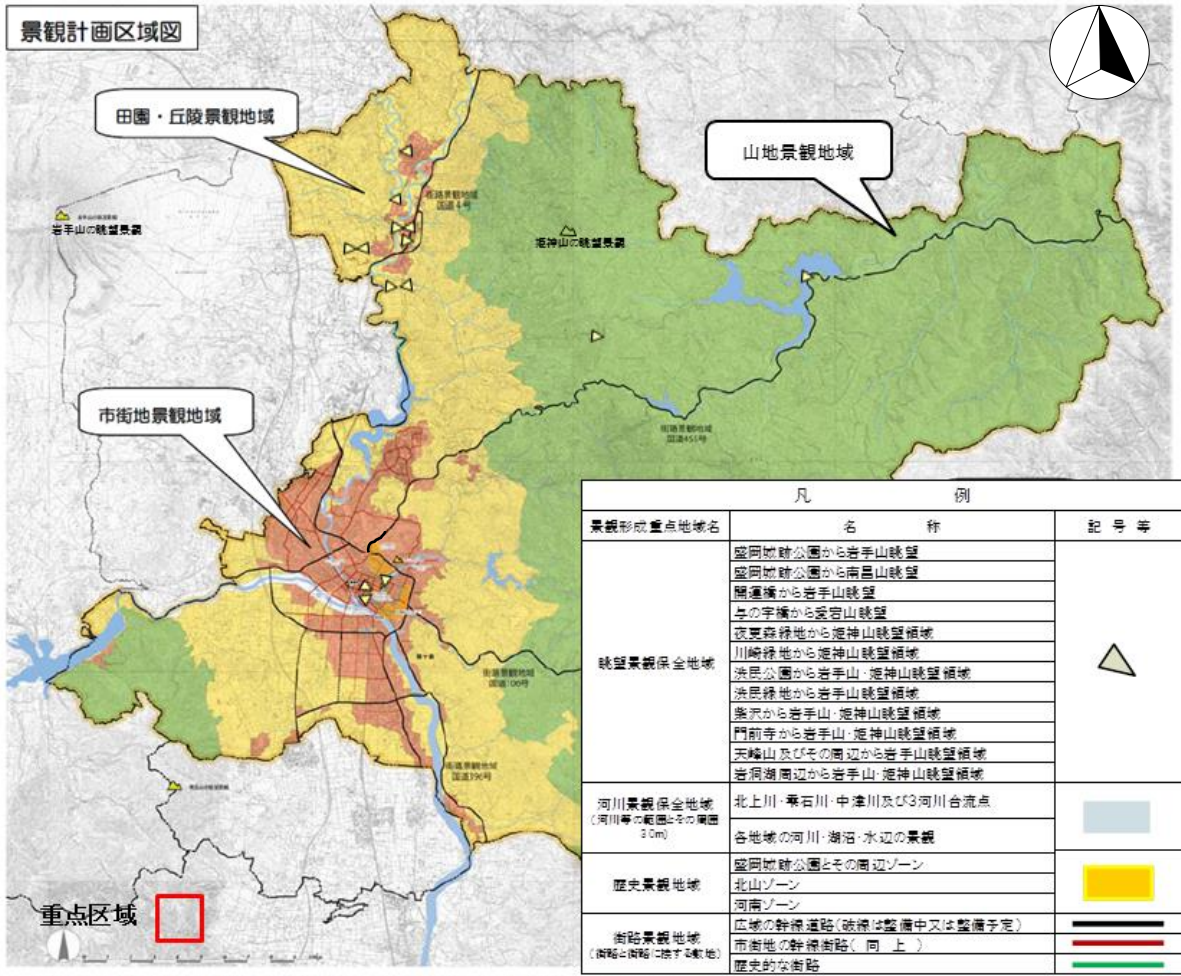
図 地域区分とまちづくりの目標（『盛岡の都市計画』から引用）

②盛岡市景観計画（平成30年（2018）9月）

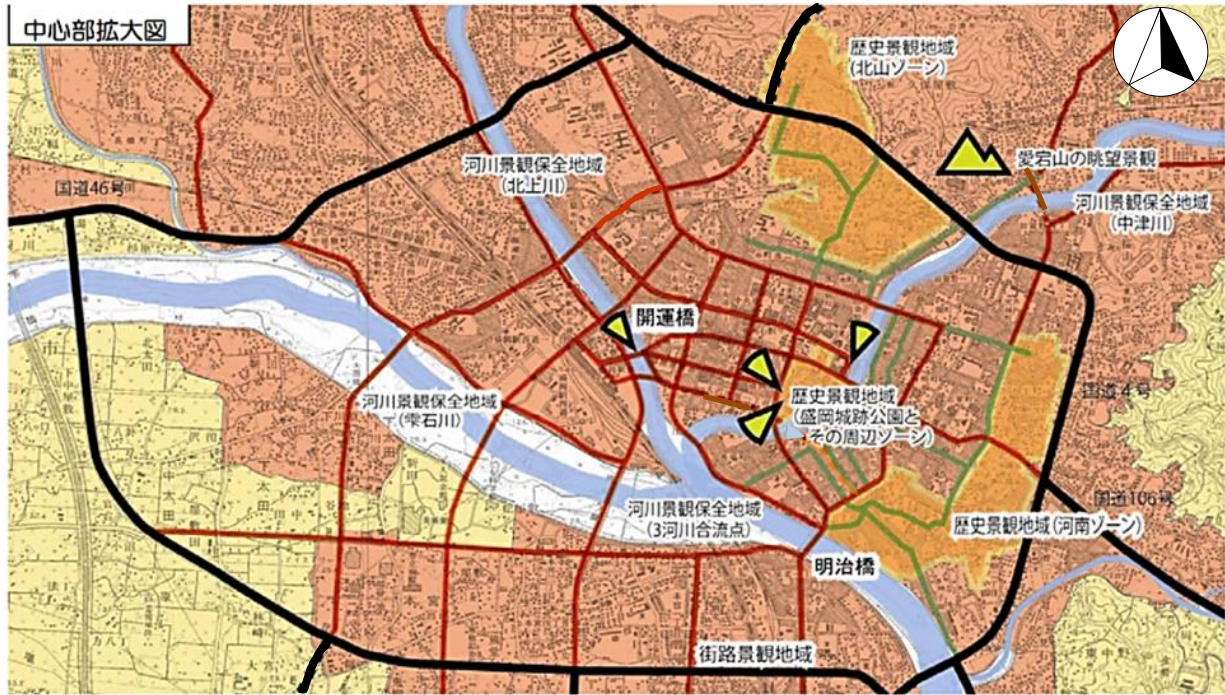
盛岡市では、昭和55年度に景観対策を市の施策に位置付け、同59年度には都市景観形成ガイドラインを策定するなど景観政策に取り組んできた。このガイドラインは、盛岡城跡（岩手公園、愛称：盛岡城跡公園）からの岩手山や南昌山への眺望、開運橋から北上川沿いの景観や岩手山の眺望の確保、古い歴史的建造物を「保存建造物」とし、環境保護地区や保護庭園、保存樹木などを市民の意見を反映しながら市街地にバランスよく残し、活用する手法は「盛岡方式」と呼ばれた。

時代は高度経済成長期からバブル期を経て、低成長型の時代へと移行し、グローバリズムによる規制緩和のもとで、中心市街地の商店街衰退や空地化が進み、歴史的まちなみの減少や高層建築物の増加から、周辺の山並みの眺望や住環境への影響など、都市景観や環境面での問題が指摘されるようになった。こうした変化に対して、多くの市民は盛岡らしい良好な自然景観の保全や、鉾屋町などをはじめとする歴史的まちなみを中心としたまちづくりへの活用など、地域に愛着を持ち、将来的にも盛岡の暮らしに誇りを持ちながら生活することを望んでいる。

本計画は、このような社会情勢を踏まえ、新たな景観問題に適切に対応していくために新たな景観政策のマスタープランとして策定されたもので、全市域を1)市街地景観地域、2)田園・丘陵景観地域、3)山地景観地域の3つに区分した上で、1)眺望景観保全地域、2)河川景観保全地域、3)歴史景観地域、4)街路景観地域の4つの景観形成重点地域を設定している。



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平 20 業復 第 790 号)」



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平 20 業復 第 790 号)」

図 景観計画区域図 (景観政策課提供)

③盛岡農業振興地域整備計画（昭和48年度策定，平成30年（2018）4月見直し）

農業振興地域整備計画は、「農業振興地域の整備に関する法律」（農振法）に基づき、岩手県が策定する基本方針を踏まえながら、農業の振興を図るべき地域を定め、優良な農地を確保・保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施することを目的としているもので、おおむね10年間を見通して策定している。

盛岡市では、昭和48年度に「盛岡農業振興地域整備計画」を策定し、以降おおむね5年ごとに計画の見直しを行いながら、計画の着実な推進を図っており、平成24年度の見直しから5年が経過したことから、計画の見直しを行ったもの。

計画では、農業生産や就農者の現状を踏まえ、自然との共生や環境の保全、地域の特色ある景観と調和を図りながら、地域の現状や特性に応じた生活環境整備を推進するとともに、恵まれた自然環境や観光などの地域資源の掘り起こしや活用を進めながら、都市住民との交流に配慮した農村地域の総合的な整備を推進すること等が定められている。

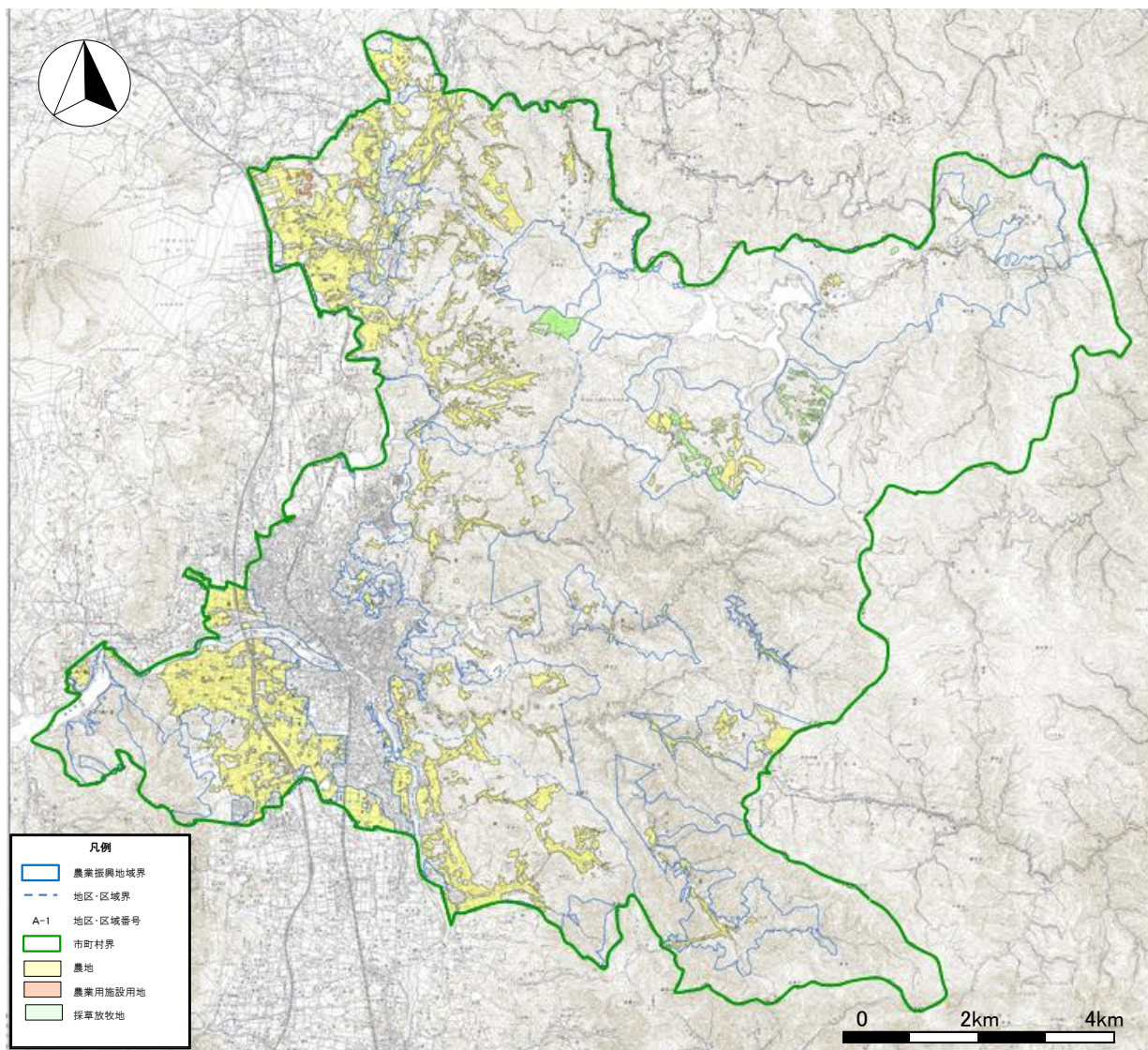


図 農業振興地域の指定状況（農政課提供 一部編集）

④盛岡市歴史文化基本構想（平成23年（2011）3月）

これまで個別に指定され、扱われてきた文化財を、個々の文化財の歴史的意義を明確にした上で、指定文化財だけでなく、指定以外の文化財や歴史的資産も含めて、相互の歴史性、関連性を明らかにするとともに、その地域のたどった歴史や地域の特徴を10の「関連文化財群」としてまとめたもの。

また、特に重要かつ地域的、時代的特徴の現れている地区である盛岡城と城下町の主体となる部分と、県都盛岡の発展の中核となる中心市街地、商家と街道筋の部分を「歴史文化保存活用区域」として設定し、当該地域に分布する歴史資源の保存と活用を推進し、歴史・文化を生かした地域づくりを目指すこととしている。

⑤盛岡市環境基本計画（第二次）（平成23年（2011）3月、平成27年（2015）7月改訂）※計画期間 平成23年度～32年度

環境施策の計画的な推進や、市・事業者・市民の連携と協力で環境の保全と創造の取り組みを進めようとするもので、「めざすべき環境像」「市の環境施策の基本的方向」「事業者・市民が環境に配慮する上での指針」などを示し、環境行政のマスタープランとして策定された。

計画では、盛岡市における環境の現状と課題を踏まえながら、目指すべき環境像として、「健康で安全に生活できるまち」、「生物の多様性を育む自然が豊かなまち」、「快適で心豊かに暮らせるまち」、「資源を大切に地球環境の保全に貢献するまち」、「持続可能な地域社会の実現に取り組む市民のまち」を設定し、それらを実現させるための基本目標とともに具体的な施策の方向性と計画の推進体制が示されている。

⑥盛岡市自然環境及び歴史的環境保全計画（平成28年（2016）1月）

※計画期間 平成28年度～32年度

「盛岡市環境基本計画（第二次）」を具体化するため、旧玉山村に残る多様な生物相に恵まれた自然の保全施策や、「盛岡市総合計画」の実現、社会経済情勢の変化や多様な人間活動の拡大に対応するため、前計画策定（平成8年度）以降に策定された景観行政一元化等に係る各種施策と調整を図ることを目的としている。

本計画では、「豊かな自然環境の保全」、「生物多様性の確保」、「緑や自然とのふれあいの促進」、「魅力ある歴史環境の保全」を基本方針とし、それらを実現・推進していくための取組内容が示されている。

⑦中心市街地活性化つながるまちづくりプラン（平成30年（2018）3月）

※計画期間 平成30年度～35年度

中心市街地は、行政機能、経済機能、観光機能、そして高度な学術・医療機能が集積し、

地域を牽引する役目を担うとともに、都市の特色ある個性を内外に情報発信し、「まちの顔」としての役目を果たす重要な地区となっている。

盛岡市が将来にわたって持続的に発展し、特色あるまちづくりを進めていくには、多くの面で地域を牽引し、居住や交流などの核となってきた中心市街地を活性化していくことが重要となることから、盛岡市独自の計画「中心市街地活性化 つながるまちづくりプラン」を策定し、中心市街地の商業者や商店街、市民及び市などが中心市街地の活性化に向け、それぞれが担う役割を踏まえ、相互に連携し、継続して中心市街地の活性化に取り組むこととしている。

計画では、中心市街地の現状・分析とともに、プランの基本方針、指標と評価、目標達成のための取組が示されている。

⑧第二次盛岡ブランド推進計画（平成27年（2015）3月）

※計画期間 平成27年度～31年度

盛岡ブランドのキャッチコピーは「もりおか暮らし物語」。市民一人一人が自分たちのまちに対する誇りや愛着を抱く「シビックプライド」の醸成と、盛岡の歴史や文化伝統などを生かした都市の魅力や都市ブランドを積極的に市内外に発信する「シティプロモーション」を推進することにより、盛岡の価値や魅力に共感する「盛岡を愛する人」を市内外に増やすことを目的としている。

本計画は、盛岡の価値や魅力を育むとともに、市内外への情報発信に当たり、その方向性と具体的な取組を示している。

⑨盛岡市観光推進計画（平成27

年（2015）3月）※計画期間 平成27年度～31年度

盛岡市の魅力や観光資源を支持するファンやリピーターを増やし、交流人口の増加を目指すほか、観光産業の振興を通じて雇用の創出と地域経済の活性化、多様な文化交流の実現を図ることとし、観光推進による目指す姿と基本目標を設定するとともに、これらを実現するための基本施策とアクションプランを定めている。

⑩お城を中心としたまちづくり計画（平成21年（2009）10月）

城下町盛岡の原点であり、市街地の核であるお城（盛岡城跡）を中心とした地区において、史跡の保存整備と都市公園整備との調和のもとに、お城の風格や城下町の情緒など、地域の特性を活かした総合的なまちづくりを通して、都心の魅力を高め、地区の活性化を促すことを目的とするものである。

計画の対象地区は、史跡盛岡城跡とその周辺「史跡・公園エリア」と、盛岡城跡を中心に概ね1キロメートルを「お城周辺エリア」とし、エリア毎に計画されている各種事

業の具体的な実施計画を定めている。

⑪史跡盛岡城跡整備基本計画（平成25年（2013）3月）

※計画期間 平成25年度～44年度

本計画は、平成23年度に策定された史跡盛岡城跡保存管理計画において示された盛岡城跡の保存・整備・活用の基本方針等に基づき、本市を代表する貴重な歴史遺産として、さらに市民の憩いの場、中心市街地の核となる地域資源としての活用を推進するための基本計画を定めている。

計画期間は、平成25年度から平成44年度までの20年間とし、前半の10年間（第Ⅰ期整備計画期間）については各種調査を行いながら、石垣修復や景観整備、公園施設の再整備などを中心に取り組むこととし、後半の10年間（第Ⅱ期整備計画期間）については、「盛岡の象徴的なランドマークの再生」を目標に、歴史的建造物の復元をはじめとした主要遺構の整備を行うとともに、整備のための調査研究を継続して取り組むこととしている。

3 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する方針

国及び県、市の指定あるいは登録、認定等を受けている歴史的建造物については、該当する法律や条令に基づき適切に維持保全を図るものとする。

また、指定等を受けていない歴史的建造物については、所有者との協議の上、現況調査等を行い、歴史的な価値を明らかにした上で、文化財としての指定や登録、又は景観重要建造物、歴史的風致形成建造物として指定を行い、適切に保存を図りながら利活用の推進が図れるような方策を検討するものとする。

中でも、史跡盛岡城跡については、江戸時代は盛岡藩の中心として、明治時代以後は盛岡市を代表する名所旧跡として、役割や機能を変えながら盛岡のランドマークとして広く認識されていることから、「史跡盛岡城跡保存管理計画」、「史跡盛岡城整備基本計画」、「史跡盛岡城跡植栽管理基本計画」に基づきながら、近世城郭としての歴史的価値と、近代以降の文化的景観の保全と調和を図りつつ、石垣修復工事や環境整備、公園施設整備などを推進するとともに、各種調査を継続的に行いながら、明治期に改変された城郭遺構や建造物の復元整備に取組み、観光資源として利活用を推進する。

(2) 市民の歴史文化への理解と地域固有の歴史文化に関する方針

南部鉄器をはじめとする伝統産業の継承につながる展示会や発表会等、若手職人の育成を図る機会を増やすほか、市民や観光客、修学旅行生向けの体験学習などにより、広く伝統産業に触れる機会を創出する。

また、伝統的な祭礼や行事については、地域の人々の手で継承されることが相応しいことから、地域の伝統的な行事や祭礼、民俗芸能が継続的に実施され、継承されるよう必要な支援を行なうとともに、活動の記録や調査を推進するものとする。

さらに、祭礼に参加する担い手の確保や運営組織の強化だけでなく、使用する用具の保存や更新に加え、制作技術の継承が図られるように取り組むものとする。

なお、歴史的建造物のほか、伝統的な産業や人々の活動など、市内の広範囲に及ぶ歴史的資源を解説する説明版・案内板、パンフレットやホームページ等については、内容の更新や多言語化への対応を含め、一体的な情報発信に努めるものとする。

(3) まちなみと景観形成に関する方針

盛岡市の歴史的風致と調和するまちなみ景観創出のため、盛岡市景観計画における景観形成の基準等に適合するよう審査・指導を行う。

また、将来にわたって良好な景観の形成を実現させるため、景観形成促進地区の指定などの総合的な景観政策を進め、町家などの歴史景観の保全、各地域の景観特性が活かされた景観の形成、景観への影響が大きい屋外広告物などに対する景観対策などについ

て、市民の合意形成を図りながら、「景観地区」、「高度地区」、「地区計画」等の都市計画制度の活用を目指すこととする。

さらに、景観計画の充実を図るため、景観形成促進地区の指定については、地域住民との合意形成を図りながら取り進めるものとし、景観重要建造物及び景観重要樹木などについては、所有者、管理者等と指定に向けた協議を行うものとする。

盛岡市を代表する歴史遺産である史跡盛岡城跡については、「史跡盛岡城跡整備基本計画」や「史跡盛岡城跡植栽管理基本計画」に基づき、樹木の剪定・伐採や電線の地中化等を進め、歴史的・文化的景観を維持・向上させていく。

また、中心市街地の上ノ橋までの中津川兩岸の一带（官庁街の内丸、金融街の旧呉服町、商業地の肴町）や鉾屋町、清水町には、連続性には欠けるものの歴史的な建造物、まちなみが残されており、歴史的建造物の復元や周辺の景観整備などを行う上で必要な古絵（地）図や古写真、発掘調査成果等の歴史資料が比較的多く残っていることから、これらの資料を活用、検証しながら歴史的建造物とその周辺景観の保全に関する事業に取り組むものとする。

4 計画の推進体制

歴史的風致の維持向上を推進させるためには、関係課各課との情報共有を図るとともに、多岐にわたる様々な施策を実施する必要がある。

このことから、本計画の推進体制については、事業推進に関係の深い景観政策課と歴史文化課が中心となり、庁内横断的な連携を図りながら、計画の効果的な推進を図るものとする。

また、法定協議会である有識者等で構成する盛岡市歴史まちづくり連絡協議会は、計画策定後も定期的に協議会を開催し、事業の進捗状況の報告確認や、事業の円滑な実施に係る連絡調整、計画変更に伴う協議を行うものとする。

なお、盛岡市指定文化財や景観重要建造物、歴史的風致形成建造物に関連する事項については、盛岡市景観審議会や盛岡市文化財保護審議会に対して報告を行い、意見を聴取しながら計画を推進するものとする。

さらに、市民は、市における歴史的風致の維持及び向上に努めるとともに、市が実施する歴史的風致に関する施策に協力する役割を担っており、市と協働して計画の円滑な推進に努めるものとする。

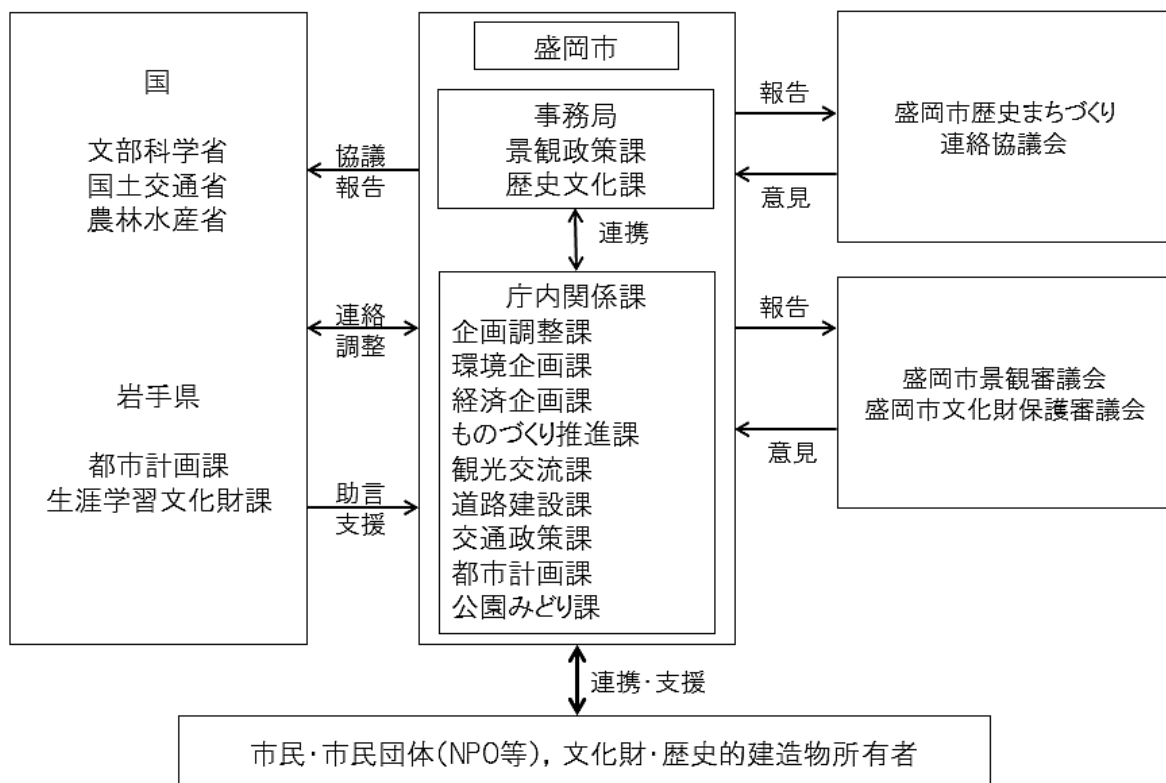


図 計画の推進体制